
 協会だより

協会総会および理事会会議録

さる5月14日、住友商事217号会議室で、昭和46年度の日本SPF豚協会総会が開かれた。当日は大手私鉄の24時間ストで参加予定者の欠席がめだったが、総会そのものは終始充実した討議によって成功裏に終わった。なお総会終了後引き続き定例理事会が開かれた。

まず、有吉会長が開会のあいさつで、1. SPF豚がようやく企業として活動する緒光がみられ、2. それにともなって今後かなり種々の問題が具体的に前進することが予測され、それにどう取り組むか、3. また協会誌“SPF Swine”が内外で好評であり、本誌をさらに広く配布したいなどが強調された。

ついで赤池事務局長から、

1. SPF Swine 誌発行の意義
2. Primary SPF 豚生産が千葉県畜試に委託可能になったことについての畜試への謝意
3. 諸外国における SPF 豚事情からみて日本のそれはすぐれており、企業化への見通しが明るいこと
4. 認定法の確立に関する討議
5. 会計報告
6. 役員改選
 - a. 理事の増員
 - b. 家畜衛試での研究会の存続、とくにつぎの問題についての検討の要望
 - i 産肉検定、肥育、繁殖成績のまとめ
 - ii 微生物検定
 - iii 畜産プロパーとの協力体制
 - iv 育種遺伝に関する研究

などについて報告および提案が出された。

その後ただちに理事改選にうつり、

有吉(アミノ中研)、笹崎(埼玉)、土江(住友)、佐々木(住友)、小野(埼玉)、菅野(千葉養豚試)、三村(日清)、平井(全購連)、藤原(日本農産)、栗山(新潟種豚改良センター)、渡辺(岡山県酪農試)、岡田(アミノ飼料)——順不同——の各氏が新しく理事に選出された。

会則改正について

総会では従来の会則を下記のごとく一部改正した。

1. 定期理事会を毎年1月、5月、9月の年3回開く。
2. 法人会員の会費は1口2万円で1口以上とする。
3. 会則「6」機関中の「小委員会の項」に新たに、“SPF 豚能力判定基準に関する小委員会”を設ける。

理事会

総会終了後5月の定例理事会が開かれ、つぎのことが議題となった。

1. SPF 豚の定義
2. SPF 豚の範囲
3. 協会経済基盤の確立
4. SPF 豚の PR 活動
5. 協会事業内容の拡大
6. 法人化の問題
7. SPF 豚配布の際の条件
8. SPF 検定および認定書交付に関する諸問題
9. SPF 豚に関するデータ報告の促進

このほか“SPF Swine 2巻2号に各農場の

SPF 種豚の名簿をつぎのことについて発表することになった。

1. 品種
2. 登録番号
3. 両親
4. 名前
5. 生年月日

当日の出席者（順不同）

鈴木康文（協同飼料），日下部利男（霞ヶ浦畜産），末長譲（岡山県酪農試），栗山茂衝（新潟県種豚改良センター），有吉修二郎（アミノ飼料），山方次郎

（東急エビス），尾崎徳（住商畜産），花岡秀昌（住商畜産），波岡茂郎（家畜衛試），菅野保，小山昭二郎（千葉県養豚試），岡部鉄太郎（日清中研），沼尾博毅（河田飼料），佐々木登（住商飼料），笹崎竜雄，小野真人（埼玉牧場），大久保輝夫（エーザイ），藤原弘（日本農産），小佐々学（日配中研），中山泰郎（住商畜産），石沢武彦，岡田武彦，赤池洋二（アミノ飼料），柴田室長（全購連飼料研）

（文責 波 岡）

日本SPF豚協会会則

1. 本会の名称

本会は日本SPF豚協会という。

2. 本会の目的

本会は我国におけるSPF養豚の健全なる発展を期することを目的とする。

3. 事業

本会の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) SPF豚に関する総合計画に関すること。
- (2) SPF豚の集団変換，および飼育管理規制に関すること。
- (3) SPF豚技術者の養成およびSPF豚飼育者の技術指導に関すること。
- (4) 会報その他出版物の発行。
- (5) 関係諸機関，学会等との情報交換，連絡。
- (6) 国および地方公共団体が推進する畜産関係事業に協力すること。
- (7) SPF豚およびSPF豚農場の検定，認定書の発行などに関する事業。細則は別に定める。
- (8) その他必要と認められる事業。

4. 会 員

- (1) 本会の会員は，SPF豚を飼養し，またはこれから飼養しようとする個人，法人および団体を正会員とし，本会の趣旨に賛同し，その活動を援助する個人，法人および団体を賛助会員とする。会員は正会員，賛助会員にかかわらず，おのおの定められた会費を払うものとする。

- (2) 本会に入会しようとするものは会員1人の紹介を必要とし，定められた入会金を添えて会長あてに入会の申し込みをしなければならない。

5. 役 員

- (1) 本会に次の役員をおく。

イ. 会 長 1人 ロ. 副会長 2人
ハ. 理 事 若干名 ニ. 監 事 2人

- (2) 会長および副会長は理事の互選により選出されるものとする。
- (3) 会長は総会を招集し，本会の業務を統理し，必要に応じて理事会を招集する。
- (4) 理事会は本会の業務を決定するとともに会長補佐，庶務，会計，渉外，集会，会報発行などの実務を担当する。
- (5) 監事は理事会の指名によって任命され本会の会計を監査する。
- (6) 本会の役員の任期は年とし再任を妨げない。

6. 機 関

本会に次の機関をおく。

- (1) 定期総会
定期総会は毎年1回，3月末に会長の招集によって開催されるものとする。
- (2) 臨時総会
理事会の議決があった場合，または会員数の5分の1の要求があった場合，会長は臨時総会を招集しなければならない。
- (3) 理 事 会
理事会は会長が必要とみとめた場合，または理事の3分の1以上の要求があった場合に開催されるものとする。

総会は本会最高の議決機関であり、理事会は大会につぐ議決機関であって、いずれも出席者の過半数の賛成をもって議決されるものとする。

(4) 小委員会

本会の事業推進を円滑ならしめるため、必要に応じて小委員会をおくことができる。当分の間、本会に次の小委員会をおく。

イ. Primary SPF 豚作出に関する小委員会

ロ. SPF 豚検定に関する小委員会

ハ. SPF Swine 編集委員会

小委員会は理事会の承認を得て会長が会員の中から委嘱する。

7. 会 計

- (1) 本会の経費は入会金、会費、寄付金、認定書交付手数料、その他の収入をもってこれにあてる。
- (2) 入会金、会費、認定書交代手数料は別にこれを定める。
- (3) 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

8. 付 則

- (1) 理事の選挙は会長が委嘱する選挙管理委員会が実施する。
- (2) 本会則は昭和44年4月1日より施行する。
- (3) 本会則の変更は理事会の議決を経て総会の承認を受けるものとする。
- (4) 本会の事務所は当分の間、
横浜市西区北幸町2の2の14 ミツウロコビル
アミノ飼料工業株式会社本社技術部
(TEL045-(33)-1471) 内におく。

会 費

会費を次の通り定める。

1. 入 会 金

個 人 500円

法 人 (団体) 2,000円

2. 会 費 (年額)

個 人 1,500円

法 人 (団体) 20,000円

賛助会費 (1口) 1,000円

(賛助会員は入会金は不要)